



こさがわちょう

第156号

令和6年1月15日

議会だより

編集発行
和歌山県

古座川町議会
TEL 0735-67-7904
FAX 0735-72-1858



消防団出初式

令和5年12月 定例会（12月12日～12月21日）

令和5年度補正予算、条例改正 2～4ページ

一般質問に6議員 5～11ページ

その他・編集委員会より 12～14ページ

令和5年度補正予算などを審議

古座川町議会は12月定例会を開き、執行部から提案された一般会計及び特別会計補正予算案16件、条例案6件、その他3件の、計25件を審議し、いずれも原案の通り可決しました。主な議案審議について要約して掲載しています。

一般会計補正予算(第6号)

公有財産用地購入費など

1486万円を追加

歳入

諸収入

問

斎場運営受託事業収入が19万8000円マインスとなっている。

串本町の火葬場が1カ所使えない状態の中、古座川町で受け入れしようという中でどのような要因があるのか。

答

串本町の火葬実績については令和3年度37件、令和4年度59件受け入れている。

歳出

総務費

問

職員の時間外勤務手当が今までは270万円であったのが150万円増の420万円となっているがなぜか。

答

8月の台風の際に14日15日の2日間待機させていただいた。

時間外は17時15分から翌日10時まで。10時から翌朝8時まで割り増しとなり、積算して150万円となった。

問

公有財産購入費について、先行投資で上部地区を購入すると言われたが、測量、設計した中で買うのが普通であると思う。

余分に買ってもらいたいと言われても道路幅はこれだけですから買えませんかとなったのか。

まちづくりに関することなので災害時の一時仮置き場やアクセス道路の関係の仮置き場であったり、今後、使用用途がいろいろあると思うので用地購入させていただいた。

問

場所はどこで広さはどれくらいなのか。

答

役場前から池野山に向けて上部集会所の付近2筆、高池659番地98・78㎡と660番地90・24㎡である。

問

町長はまちづくりの一環で購入すると言っているが、アクセス道路関連のための使用目的のまちづくりなのか。

例えば池野山に残土処理場の計画があるが搬入路はどこになるのかと地域の方は心配している。



皇帝ダリア

ている。

上部集会所付近を買うことになるかと、そこに道路が通るのかと心配になる。

使用目的というのを明確にするべきである。

答

道路が通るからその土地を譲ってくれというわけではない。古座川町の玄関整備をしたいと申し上げている。

衛生費

問

塵芥処理費の混合ごみ引取手数料162万円計上されているが、

9月の火災で発生した塵芥の処理費用となっている。

火災があったから町費で処理をすることは今までにあったのか。

答

家屋火災に伴う処理費用はこれまでも町費で支出している。

火災に伴う廃棄物処理に係る手数料減免に関する要綱を設置している。それに基づいて処理費用にかかった分を減免しているところから、町で負担している。

教育費

問

教科等教材費が93万6000円計上されている。5年に一度の教科書の改訂があったということで補正で全額上がったというが、5年前も同じように全額補正で計上されているのか。

答

ある程度の見込みで予算を計上して補正で修正することはできなかったのか。

問

5年度の当初にある程度概算で計上して、不足分を補正するという形が本来は正しいのかと思う。今後考えていきたい。

予備費

実験道具などは別の予算があるので含まれていない。

問

物価高騰対応重点支援給付金4760万円が計上されているが、1世帯あたり7万円支給されること。対象者は非課税世帯である。

一般会計補正予算(第7号)

民生費

問

予備費として4300万円使っているが、残り2億1000万円の予備費を持つて行財政運営をするのはおかしいのではないか。

答

例えば予備費を5000万円位にして、残りを基金に入れたり、起債の早期償還にあてるなど、少しでも利子を抑えるべきではないのか。

問

町民の中には非課税世帯ばかり優遇しているのではとの意見もある。これは国からの指示なのか。古座川町独自の判断なのか。

答

国の事業での物価高騰対応重点支援地方創生交付金において、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への軽減を図るため、国の基準に合わせ住民税非課税世帯への支給としている。

低所得者世帯は350万円未満か。今回は住民税の非課税世帯が対象となっているので、世帯の状況や扶養されている状況によって所得は違うと考えている。



一般会計補正予算(第6号) 歳入の主なもの	
斎場建設負担金	33万円
緊急自然災害防止対策事業債	140万円

一般会計補正予算(第6号) 歳出の主なもの		
総務費		
財産管理費	高池上部集会所付近用地購入費	310万円
戸籍住民基本台帳費	戸籍システム改修業務委託料	962万円
民生費		
国民健康保険費	出産育児一時金繰出金	28万円
衛生費		
塵芥処理費	混合ゴミ引取手数料	162万円
農林水産業費		
山村振興対策事業費	町単独山村振興対策事業補助金	250万円
林道事業費	林道維持管理業務委託料(小森川線)	150万円
	林道維持補修工事(台風後の維持補修)	100万円
土木費		
道路維持費	道路維持補修費	300万円
教育費		
学校管理費	教科等教材費	934万円
	教室改修工事(高池小学校)	340万円

一般会計補正予算(第7号) 歳出の主なもの		
民生費		
社会福祉総務費	物価高騰対応重点支援給付金(低所得者1世帯7万円)	4760万円

条例の改正 など

古座川町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例

令和2年に作成されたまちづくり基本構想を受けて、ふるさと納税の寄付項目を①まちづくりに関する事業②福祉に関する事業③教育に関する事業に変更するもの。

問

まちづくりといえば、人口の多い地域ととられかねない。集落の維持、活性化などの文言を残した方がいいのではないか。

問

住民が安全で安心して生活できるまちづくりにしたいとの思いから、まちづくりに関する事業とした。

まちづくりにしてしまうと、全て含まれて

しまう。寄付をする側としては、特定の目的に使ってほしいの思いもあるのではないかと、寄付金が減るのではないか。

答

まちづくりの中に、福祉、子育て、教育に関する事業も含まれている。

ふるさと納税が1億円となった。

まちづくりを基本的に改正をしたい。

討論

反対

行政の考え方だけで寄付をする方がたの考えというのはくみ取れていない。

寄付をする方の思いを大切にすべきである。

事務手数料、返礼金の高さを考え直さなければならぬ。

賛成

寄付をする人は、改正後の表現のほうがりやすい。

寄付金を有効に使う

ということを条件に賛成する。

採決

賛成多数で可決

賛成者

佃奈津代 中田善和
瀧口定延 洞佳和
淡佐口幸男

反対者

大屋一成 檜原貴子
谷孝士

古座川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法の改正により、産前産後4カ月間（多胎妊娠は6カ月間）出産被保険者の国保税を減額する。

古座川町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定

来年度から地方公営企業法の適用にあたり、新たに条例を制定する。公金の支出、保管などはこれまでどおり出

納室でおこなう。年2回以上経営状況を明らかにする。

問

第3条に、…企業の経済性を発揮すると共に…と書かれている。経済性を発揮するとは、今後水道代の値上げにつながるのではないか。

答

値上げをしないと断言できないが、今のところ値上げは考えていない。

問

3条の中で給水人口1020人となっているが、これは計画給水人口ではないのか。

答

平成27年平井簡易水道を整備する時に、申請した数字である。

現在の水道を作った時の数字である。

問

不動産の信託の受益権買い入れ、もしくは譲渡するとなつていて、水道の民営化を考えているのか。



簡易水道施設

答

古座川町の地形では民営化は無理であると考えている。

討論

反対

総務省がおこなった公営企業への移行が問題である。

企業の経済性を発揮すると共に、公共性よりも経済性が前面に出されている。

水道事業は経済性に任せるのではなしに、

採決

賛成多数で可決

賛成者

佃奈津代 瀧口定延
中田善和 檜原貴子
淡佐口幸男

反対者

大屋一成 洞佳和
谷孝士

一般質問

みんなの願いを町政に

6議員の質問事項は、次のとおりです

洞 佳和 (6 ページ)

- ・国保税の引き下げ
- ・町長の政治姿勢について

淡佐口 幸男 (7 ページ)

- ・プロポーザル方式による契約について執行部の考えを問う
- ・後期高齢者を対象にスプレー式消火器を配布できないか
- ・次期町長選への出馬決意について尋ねる

大屋 一成 (8 ページ)

- ・町長の政治姿勢を問う
- ・公有財産購入について
- ・少子・高齢化対策について
- ・学校教育の現状について

瀧口 定延 (9 ページ)

- ・古座川町キャンプ場整備運営事業に関する公募型プロポーザル募集要項について現況を問う
- ・橋の欄干転落防止の安全対策について
- ・過疎対策にドローン導入を再度問う

櫻原 貴子 (10 ページ)

- ・ライドシェアに対する古座川町の試みは
- ・松根の奥の砂防ダムからの土砂流出に対しての町の見解は

谷 孝士 (11 ページ)

- ・アクセス道路設置について作業される隣接の住民の方に説明されますか

一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針等について説明を求め所信をたたく、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方に基つき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通じておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限の無い方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言うことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言うことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にとめることになっているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。

国保税は 2万円引き下げることができる

洞 佳和



国民健康保険（国保）は全国で3200万人が加入し、国民皆保険制度を支える重要な柱となっている。

国民健康保険法第一条には、「社会保障及び国民保険の向上に寄与するとともに」と書かれている。

国保は社会保障制度であるとの認識はあるか。

町長 以前は相互扶助という考えでやってきたが、これからは社会保障制度の中に組み込まれていると思う。

質問

国保税額の決定は、県が市町村に標準保険税率と納付額を示し、市町村は標準保険税率を参考にして国保税額を決める。こういうプロセスで間違いはないか。

住民生活課長

その通りである。

質問

一般会計から国保会計への繰り入れは、市町村の判断でできるとの認識を持っているが間違いはないか。

住民生活課長

その通りである。

質問

国保の加入者は474世帯、1世帯2万円の国保税の引き下げに必要な財源は、1000万円あればつりがくる。

古座川町には、財政調整基金（貯金）が11

億1800万円ある。

1%（1180万円）取り崩せば、国保税を2万円引き下げることができる。

検討する気持ちはないか。

町長

財政調整基金を使つての国保税の引き下げは考えていない。

質問

医療費指数は古座川町は0・977、北山村は1・65、太地町は1・20となっている。指数が1より低いということは、納付金が低くなるという認識で間違いはないか。

住民生活課長

医療費指数、医療費水準を基に納付金が算定されるので納付金は少なくなる。

議員

和歌山県は、令和9

年から標準保険税率の算定の際に医療費指数を反映させないことを決めた。

さらに令和12年から、国保税の税率を統一する方針である。

国保税の大幅な引き上げが予想されるが、国保税が上がらないような取り組みを強く求める。

質問

高い国保税の原因の一つが、所得に関係なくにかかる、平等割と均等割りである。

平等割は、世帯に対していくら、均等割りは一人につきいくらと算定をされる。

古座川町は5万5800円、太地町は3万4000円、北山村は3万1100円となっている。

「政策的」な一般会計からの繰り入れは、全国の市町村でも古座川町でもおこなわれている。

一般会計から繰り入れをおこなない、平等割均等割りの軽減の検討

はできないのか。

町長

今言つてすぐに額を下げるというわけにはいかない。できるだけ抑えていけるような、審議会（国保）にも話をしたい。

議員 添野川の老人は、頭から毛布をかぶって寝

ていた。

どこも悪くないが、起きると灯油代がいるとのことである。

このような人に高い国保税の負担を強いことはできない。

国保税2万円の引き下げを強く求める。（この文章は本人がまとめたものです）

人口規模のよく似ている近隣の自治体と比較すると(2018年)

	均等割(1人)	平等割(所帯)	合計
古座川町	20000円	35800円	55800円
太地町	19000円	15000円	34000円
北山村	15500円	15600円	31100円

均等割・平等割の比較

プロポーザル方式に対する 執行部の考えを問う

淡佐口 幸男



プロポーザル方式は、

業務内容に高度な技術
や専門性が要求される
ものについて、事業者
がそれぞれ技術提案書、
すなわちプロポーザル
を提出し、技術的に最

適な事業者を選定する
方法であり、プロポー
ザルは単純な価格競争
では品質の保証が難し
いデザインとか設計、
研修、プロモーション
などの事業で幅広く利
用されている。

に正しい評価、審査を
おこなっていきけるのか。
技術提案書や事業計
画書などの審査や評価
に対し、事柄によつて
は有識者を含めた審査
委員会を構成し、また、
審査員のレベルアップ
研修も必要ではないか。

質問

町長

現在、各課でプロポ
ーザル方式を実施する
において、要綱などを
作成し、審査委員会を
開催して業者を選定し
ている。

また、委員は職員の
ほか必要に応じ有識者
に入つていただく場合
もあろうかと思ってい
る。

質問

町長

参加表明者（応募者）
が一方の場合で、契約
に向けて進めたとき、
提案表示価格に対し、
何を対象にして承認す
るのか。

町長
応募者が一方の場合
は、審査委員会の中で
協議をし、条件を満た
す点数であれば選定す
ることとしている。

町長
審査委員会の組織を
十分に整え、誤った審
査や契約がないように
また、予算の無駄遣い
を発生させないように
努めて頂きたいという
のが私の思いである。

業務内容により参加
資格、企画提案を求め
る内容や評価基準など
について、常に適切な
手続きが必要であるこ
とから、古座川町独自
のプロポーザル方式事
務マニュアルを作成す
る必要があるのではな
いか。

町長
基本的には総務課長
の答弁のとおりである
が、プロポーザルに限
らず、色々な技術的な
面で精通している職員
がいるのかと問われる
と、非常に現実には厳し
いと思つている。

質問

町長

今後、プロポーザル
方式の実施状況、また
業務内容などを含め調
査をし、事務マニユア
ルなどの策定について
議論をしていきたいと
考えている。

業者の方と対等に渡
り合えるという技術的
な面、いろんな面で総
合的に判断しても非常
に厳しい状況である。
今後、このようなこ
とも含め真摯に受け止
め、改善すべきところ
は改善し、対応してい
きたい。

質問

町長

数多くの件名を今後
もこの方式で契約して
いくと思われるが、評
価点数表があつても、
工事の質や内容のよう
な数字で表現されない
項目を、公平に点数化
するのは非常に難しい
と思う。

スプレー式消火器
を配布出来ないか

質問

古座川町の高齢化率
は54%で和歌山県下一
位である。高齢になる
と一般的な消火器は重

たく操作が困難である。
スプレー式消火器は、
台所などでの発生が予
想される小規模火災の
初期消火に効果がある
とされている。

油火災や電気火災に
も対応できるスプレー
式消火器を希望される
後期高齢者を対象に配
付できないか。

町長

スプレー式消火器は
一般的には、家庭内で
発生しやすい火災、あ
るいは比較的初期段階
の火災に有効であると
いわれている。

安全性を確認した上
で前向きに考えていく。
（この文章は本人がま
とめたものです）



理解を得るための

スケジュールは

大屋 一成



後、了承を得るための
取り組みを問う。

町長

今年5月に地元地区
役員への説明をおこな
い、その後、測量範囲
の立ち入りの承諾を得
るために地権者へ説明
して承諾を得ている。

町外、古田地区も地
権者への立ち入りの承
諾を得ている。

高速道路、古座川
IC（仮称）へのアク
セス道路について、町
内地元区や対岸の古田
区に建設についての了
承を得る必要があると
思う。この件について
議会対応なども無く、
町からの情報がない。
現在の進捗状況と今

今後より一層、県
との連携を務めながら
地元地区とも情報を共
有し本事業を推進して
いきたいと考えている。

質問

町からの情報がない
ので、申本建設部で現
状など聞いています。

部長の話では、10
月28日に古田区へ説明
に行つて来たが、総論
としては反対の声が多
かったとのこと。

測量することについ
ては、県が対象の地権
者宅を回り、11月中旬
に承諾をもらったとの話
しを聞いています。

又、この件について
申本町議会で、一般質
問があると知り聞きに
行ったところ、議員か
らは、住民を無視した
ような行政は許されな
いのではないかと、古座
川町へ抗議するべきと
の意見もあり、建設課
長は、古座川町から具
体的な説明はなかった
として町長も事前に連
絡はなかった。古田区
住民が、橋は要らない

と反対するならば、町は
住民と同じスタンスを
とると言われた。

申本建設部部長から
は、地区の承諾をして
もらつてほしいとの話
も聞いていて、今は測
量について、地権者の
承諾はもらっているが、
次年度はどうなるのか
待ったなしの中で、地
区へ話をして理解を得
るためのスケジュール
について聞きたい。

建設課長

今のところ、いつす
るとか、そこまで至つ
ていないが、測量後、
基本的な計画ができ上
がったら、見ていただ
きながら理解してい
だき要望があれば、す
り合わせをしていき
たいと考えている。

学校教育の 現状を問う

現在の日本の教育に
ついての課題として、
いじめ・不登校などの
生徒への対応、子供の
学力低下への対応など
があげられる。
先日、小中学生のい



じめ・不登校が過去最
多との報道があった。

町内の小中学生のい
じめ・不登校の状況は
またどのような対策、
対応をしているのか。

教育長

複数件のいじめ認知
と、複数名の不登校を
確認して、いじめ
の早期発見、早期支援
として、児童支援に対
するアンケートなどの
実施、教職員と生徒と
の面談、教職員にいじ
めの対応研修をおこな
い、各学校では、いじ
め対策委員会を常設し、
スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワ
ーカーなどと連携し、
チームで対応している。

議員

先生、保護者、スクー
ルカウンセラーなどの
専門職の方も含めたチ
ーム古座川として、ま
た一人一人の保護者の
方には、今迄以上に、
丁寧な対応を。
(この文章は本人がま
とめたものです)

県への要望書（アクセス道路）



古座川町キャンプ場整備運営事業に関する 公募型プロポーザル募集要項について現況を問う

瀧口 定延



旧ふるさと定住センター跡地のキャンプ場整備は、町民は基より地元の方は大変関心のあるところだ。
また、観光や集客、さらに当町には宿泊施



旧ふるさと定住センター跡地

設が少ないことから期待は大きい。

このような状況下で令和5年6月26日に募集要項の公表をしている。以降の進捗状況を問う。

質問

何件の参加事業者があったのか。

町長

提案書を提出した業者は2業者だった。

質問

優先交渉事業者が決まったと聞いているが何処の事業者か。

町長

選定審査委員会による審査の結果、優先交渉者を串本町の「OUIDOOR TRIP株式会社」に決定し、10月31日に公表している。

質問

提案者の事業内容は。

町長

キャンプサイトやグラウンピング、コテージと観光農園など、自然環境に配慮した提案となっている。

質問

契約に当たっては議会の議決後とあるがいつ頃になるのか。

町長

優先交渉者との協議が整い次第、来年の早い時期に議案を上程する。

たい。

橋の欄干転落防止の安全対策について

静岡県東伊豆町で20歳代女性が橋からおよそ40m下の谷底に転落して死亡したニュース。女性は「景色や野生の鹿を見たい」といつてスマートフォンカメラで撮影中の事故であった。

ここに注目したのは、橋の欄干の高さが70cmほどだったということ。当町の名勝、滝の拝に掛かる橋の上でも同様の傾向が見られることから調査したところ70cm前後であった。

質問

欄干の高さ、転落防止基準は何センチか。

建設課長

昭和37年に建設された橋で、現在の基準は1.1mである。

質問

早々に調査をおこない転落防止対策を講ずるか。

建設課長



名勝滝の拝橋欄干

現場を見ながら検討し、実現の方法を探していきたい。

過疎対策、ドローン導入を再度問う

過去に「買い物弱者」にドローン導入の質問をした。

今回は、知事と古座川町でタウンミーティングがおこなわれ、その中で「買い物難民」に活用する話題になっていた。

質問

ドローン活用をどう

考えているか。

町長

将来的には、町の現状に適した活用方法を研究したい。

質問

I・Uターンの声や若い力をどう捉えているか。

町長

若い力というのは昔も今も変わらない。地域を守り、町を守る若い力が欠かせない。コミュニケーションの場を積極的に設けていきたい。

(この文章は、本人がまとめたものです)

ライドシェアに対する 古座川町の試みは

榎原 貴子



政改革会議で一部解禁されることになった。

そこで町で実証実験をおこなう考えは。

町長

国はライドシェアを通じて地域交通の問題やドライバー不足の解決を検討している。

過疎地で利用できる可能性はあることもいわれているが、事故やトラブル対応など、導入するには解決すべき問題も多い。

今後国の動向を見ながら検討していきたい。

質問

公共交通であるふるさとバスは人口の減少による長期的な需要減であるにもかかわらず運行委託料が年間2822万円かかっている。1日平均何名の乗客があるのか。

総務課長
令和5年度4月から

11月で、本川線29人、小川線18人である。

質問

朝の時間帯のバスは通勤、通学などで機能しているが、昼間何度か乗車したが無人もしくは2、3人という状態だった。

利便性に欠けており、高齢者の方になると足が悪くて降り際に時間がかかるので気を使ひ、利用しにくい。

バスの路線から離れたところに住んでいる方もバスを使えない。

町長

昼間は空で走っている現状が多い。特に三尾川から和深の路線は皆無に近い。いつまでも放置せず、乗る際に連絡してもらおうなど考えていく。

地元との意見交換が大事であると考えている。

議員

公共交通の維持のために莫大な費用を投じている。

ふるさとバスの予算を少しでもライドシェア利用の補助金にあてることであれば、自宅まで来てくれる車の方が、はるかに便利な交通手段になり、利用者も格段に増え、地域の活性化にもつながる。

電話などを使って町独自の実証実験をおこなってみてはどうか。

いつでも、どこでもどこへでも行ける地域交通が必要である。地域住民ドライバーの収入にもつながり、ひいては町の税収にもつながると考える。

松根の奥の砂防ダム からの土砂流出に 対しての町の見解は

松根砂防ダムの改良工事が平成7年におこなわれた。それにより大量の岩や土砂が流出しており、住民は河床の上昇に不安を募らせている。



松根砂防ダムの上流

増水におびえるとともに、長く親しんできた美しい景観を損ね、また魚類等生態系の破壊も進行している。

町長

現在の構造物、上流の堆砂状況に問題はなないと考える。令和5年6月27日に申本建設部が確認し、過度の堆積はないという判断である。

今後、状況に変化があれば申本建設部に要望してまいりたい。

議員

現在、数十年蓄積していた土砂が河川に流入し、松根地区の住民は、長雨、台風による

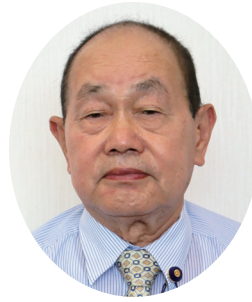
松根地区において公共の福祉に重大な影響を及ぼし、かつ緊急に対処する必要があると考え国土交通省が管轄する機能損失工事がいかなる理由でおこなわれたのか県および町の関与を明らかにするため資料の提出を求めている。

この問題は放置できない。また町とも連携していかなければならないと考える。

(この文章は本人がまとめたものです)

高池区内にアクセス 道路の新設を発表

谷 孝士



町長

アクセス道路についての質問ですが、令和5年5月に地元地区役員への説明をおこない、承諾をいただいたところですので。現在のところは、県において測量業務等の発注準備をしていただいております。今後一層県との連携に努めながら、地元地区とも情報を共有しまして、本事業を推進してまいりますと考えておりますので、議員各位におかれましてはご理解、ご協力のほどをお願い申し上げます。

(この文章は本人がまとめたものです)

古座川町は、今回の工事取り組み方法については、日本の国内だけでなく、世界でも珍しいと思います。それは施工の順序など大部分が前後のためと考えます。

それ以外にも施工期間も長くなると考えられます。私は地域の方で古座川町に勤務してました時に課長をされてました3名の方より地域住民に説明を早くするようにとの話がありました。早く地域住民に説明をお願いします。



工事前の現況

陳情第6号

町道大柳高瀬線の整備に関する陳情

委員長報告

潤野地区の農地中間管理機構関連農地整備事業の施行に関して、町道の一部を整備してほしいとの陳情である。産業建設常任委員会で審議をした結果、採択となった。

討論

反対

陳情の通り260mの町道の整備をすると、農地整備事業に対する古座川町の負担分を合わせると、1億2600万円となる。

使用頻度の高い町道を優先して整備すべきである。

賛成

県道が通行止めになった時、ふるさとバスが串本町高富を迂回しなくてはならず大変な

陳情第7号

潤野地区で実施する農地中間管理機構関連農地整備事業で建設予定の倉庫・休憩施設・トイレの管理に関する陳情

採決

こととなった。区長会からも要望が出されている。ふるさとバスが通行できる迂回路が必要である。

賛成者少数で不採択

賛成者 洞佳和 大屋一成 谷孝士

反対者

佃奈津代 瀧口定延 中田善和 榎原貴子 淡佐口幸男



農地整備事業予定地 (潤野)

委員長報告

潤野地区の農地中間管理機構関連農地整備事業の施行に関して建設予定の倉庫・休憩施設・トイレの所有を含めて管理を古座川町と

討論

されたいとの陳情である。令和5年9月5日に付託された本陳情を審査した結果、採択となった。

反対

各地区に集会所があるが、管理は区がおこなっている。

利用者が管理をするとの考え方である。

古座川町が管理をするとなれば、二つの基準ができ矛盾が生じる。町長に対して、公共物を二つの基準で管理して下さいとの意見を提出することになり賛成できない。

賛成

国や県が6億5000万円の金を入れてくれている。その一環として建つ設備は、古座川町が管理するのは当然である。

採決

賛成者少数で不採択

陳情第8号

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

反対者

瀧口定延 大屋一成 谷孝士 榎原貴子 佃奈津代 中田善和 洞佳和 淡佐口幸男

賛成・反対が同数のため議長裁決により不採択

本人が帰国する時脱退一時金がもらえないのか。

答 委員長報告の通りである。

問

日本と社会保障協定を結んでいる国が20ある。

答 その国の人が帰国する時も脱退一時金がもらえるのか。

問 委員長報告の通りである。

委員長報告

日本国籍を有しない年金加入者が、日本を出国する時は、脱退一時金を請求することができる。

この制度を放置すると国民の間に不公平感を与えることになる。

政府に対して、意見書を提出されたいとの陳情である。

総務常任委員会で審議した結果不採択となった。

問 外国で働いている日

討論

賛成

年金加入者の外国人が日本を出国する際、脱退一時金を請求することができる。

永久的に帰国する前



提であるが、再入国を妨げていないとなれば生活保護予備軍となると考えるのは当然である。

厚生労働大臣は、脱退一時金は例外的な制度である。実態把握を進め、必要な改善を図ることは重要である。

次期年金制度改革に向けて、必要な検討をおこなうと述べている。意見書はもつともであると判断し賛成する。

反対

脱退一時金制度とは、日本が相手国と社会保障協定を結ぶまでの間の、暫定的なものとして設けられたものである。社会保障協定の締結

国を増やすことが大切である。

人手不足から日本で働く外国人の多くは、日本側の要請である。

生活保護を国籍の有無で差別することは排外主義につながるものである。

市町村の権限外であるので採択には反対をする。

採決

賛成者少数で不採択

賛成者

中田善和 大屋一成 谷孝士

反対者

佃奈津代 瀧口定延 洞佳和 淡佐口幸男 榎原貴子

議会改革特別委員会

委員長報告ほか

委員長報告

令和5年6月定例会において議会改革特別委員会を設置することを決定し、委員会は12月まで8回開催された。具体的な改革の中心については、議員定数、議員報酬、政務活動費、議会のテレビ中継、議会と住民との対話、議員の資質向上、この6項目について協議をおこなった。

議員定数と報酬については発議とし、テレビ中継については発議とした。政務活動費については不要、議会と住民との対話は必要であり、今後進めることに決定。

議員の資質向上については研修や勉強会が必要ということになった。発議2件と発議について以下に要約を掲載。

発議第6号

古座川町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

議員の定数を10人から9人に改める発議があり討論がおこなわれた。

討論

反対

今議会にもとめられていることは議員定数を減らすのではなく、切磋琢磨して議員の資質向上のために全力をあげることではないか。広い古座川町の皆さんの声をきくためには10名の議員でも足りないと考えられる。議員定数の削減には反対する。

賛成

坂本卓巳氏（当時議長）

長）が亡くなった後、議員9人で議会運営をおこなってきた。その間を振り返ってみてもそんなに困ったことはなかったと感じている。したがって賛成する。

採決

賛成多数で可決

賛成者

佃奈津代 瀧口定延 中田善和 大屋一成 淡佐口幸男 谷孝士 榎原貴子

反対者

洞佳和

発議第7号

議会議員の報酬にかける要望書（案）

議員19万5000円、副議長21万5000円、議長27万円とするもの。令和5年12月14日の議会改革特別委員会において審議をおこない賛成多数で採択となった。

本会議では委員長から委員会の全容が報告

され、その後議員から発議があり討論がおこなわれた。

討論

反対

議員の報酬は労働の対価ではないことは明らかである。本来は専念して生活できる金額が妥当だと考えるが、古座川町民が物価高騰などで苦しんでいる中、報酬は現状を維持していくべきである。

賛成

町村議会議員のなり手不足を解消するため、若い人にも参加してもらい、現状を打破していこうということである。報酬を上げることによって、活動が活発になることを期待する。

採決

賛成多数で可決

賛成者

佃奈津代 瀧口定延 中田善和 大屋一成 谷孝士 榎原貴子

反対者

洞佳和 淡佐口幸男

発委第2号

議会のテレビ中継についての要望書(案)

議会改革特別委員長より議会の様子を町民の方にわかってもらえるように、テレビ中継の設備を要望する発委がおこなわれた。全員賛成で可決。

人事



固定資産評価審査委員 執行部より提案され

た固定資産評価審査委員の推薦に同意した。いずれも任期は令和6年3月2日から3年。中根 和夫 氏

昭和26年生 住所 池野山 塩崎 貴之 氏 昭和29年生 住所 高池

選挙管理委員の選挙

任期満了に伴い、選挙管理委員会委員・同補充員選挙をおこなった。

【任期4年】 選挙管理委員

- 瀧本守 氏 (宇津木) 滝本一良 氏 (鶴川) 中田定 氏 (三尾川) 垣秀志 氏 (池野山) 同補充員 尾崎昇 氏 (池野山) 宮本吉和 氏 (明神) 塩崎貴之 氏 (高池) 北真吾 氏 (月野瀬)

議会日誌

- 令和5年度町村議会 令和5年度町村議会 広報研修会(東京都) 議会便り編集委員会 《9月》 26日~27日 令和5年度町村議会 令和5年度町村議会 広報研修会(東京都) 《10月》 4日 議会改革特別委員会 東牟婁郡町村議会議長会全議員研修会 (那智勝浦町) 6日 議会便り編集委員会 8日 第2回和歌山県人会 世界大会(和歌山市) 10日 産業建設常任委員会 11日 南紀熊野ジオパーク 東牟婁議員連盟協議会 令和5年度研修会 (町内一円) 13日 議会便り編集委員会 17日 近畿地方治水大会 (和歌山市)



海南市議会視察受入れ

- 23日 全員協議会 24日 和歌山県町村議会議長・副委員長研修会 (和歌山市) 25日 第21回古座川町社会福祉大会 (高池) 26日 海南市議会視察応対 (町内一円) 30日 議会改革特別委員会 31日 産業建設常任委員会 《11月》 10日 新宮周辺広域市町村 圏事務組合議会臨時 会 (新宮市) 15日 議会改革特別委員会 19日 第34回古座川の秋まつり (明神) 22日 産業建設常任委員会 28日~30日 第67回町村議会議長 全国大会(東京都) 《12月》 5日 議会運営委員会

編集委員会より

自民党派閥の政治資金裏金疑惑。東京地検特捜部は、安倍派と二階派の事務所を捜索し、強制捜査に乗り出しました。政党助成金制度は、企業団体献金に代わる「健全な政治資金の確保」が目的でありました。 今回のようなパーティー券購入なら野放図になっていきます。 議会だよりが、皆さんの手元に届くころには、逮捕者が出てくるかもしれません。 古座川町議会も議員定数を減らすことと、報酬を引き上げることを決めました。 今年、町会議員選挙と、町長選挙、場合によっては衆議院選挙が重なることも考えられます。 自分の想いをだれに託したらいいのか。 よく考えましよう。(洞 佳和)